第24回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年4月6日(金)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名

3番 切 替 三 夫 1番 保 坂 正 雄 2番 石 渡 正 明 4番 奥 野 元 好 6番 注連野 千佳代 5番 地 引 正 和 7番 有 原 敏 夫 8番 若 林 曹 渡 邉 美代子 9番 10番 露 﨑 春 雄 11番 山口武夫 12番 中川 喜一郎 13番 小 泉 勝 彦 14番 山口 勝久 15番 関 根 芳 夫

4 出席委員 16名

16番 石 塚 康 夫

- 5 欠席委員 なし
- 6 農林振興課職員 2名

石井副課長 三沢主査

7 出席事務局職員 4名

伊藤事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井主査

◎開 会

平成30年4月6日午後3時00分 開会

- ○事務局長(伊藤恵一君) お疲れさまでございます。まず最初に、会長からご挨拶をお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) 皆さん、こんにちは。この天候不順で、きのうは寒くて、きょうは暑いというような天候でした。体調不良の人もいると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。 そしてまた、きょう平成30年度の始まりでございます。いよいよ我々もきょうから始まりまして、来年の3月で終わりということでございますけれども、ことし1年もいろいろなことがあると思いますけれども、皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。ご苦労さまです。
- ○事務局長(伊藤恵一君) 会長ありがとうございました。 それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項

でれでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖グ浦市晨業委員会会議規則第4条第1項 の規定によりまして会長が行うこととなっております。よろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) ただいまより第24回農業委員会総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は16名中16名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

- ○議長(地引正和君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 4番、奥野元好委員、6番、注連野千佳代委員を指名いたします。よろしくお願いします。
 - ◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- ○議長(地引正和君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

齊藤主幹。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案1ページをごらんください。議案第1号の提案理由 についてご説明いたします。平成30年4月1日付の市の人事異動に伴う袖ケ浦市農業委員会事務局職 員の人事異動につきまして、袖ケ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により、会長において 専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案の2ページをごらんください。専決処分書のとおり、退職者の前事務局長、菊池博にかわりまして、転入者の事務局長、伊藤恵一となっております。

説明は以上でございます。

○議長(地引正和君) 本件は人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ご異議はないようですので、議案第1号 専決処分の承認について賛成の方は 挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- ○議長(地引正和君) 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。 高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の3ページをごらんください。本件は、平成30年3月22日付で申請書の提出がありました。申 請内容は、永吉在住の個人が、上泉在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。 譲り渡し人は、労働力不足であり、以前から譲り受け人に耕作を依頼していたため、農地の売買の申 し出をしたとのことです。譲り受け人は、対象地を今までも管理しており、自宅からも近く、耕作上 便利であることから、申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、永吉字下山下及び上尊命です。現地を確認 したところ、現地は保全管理及び水田として管理されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地が1筆ある とのことです。耕作ができない理由は、イノシシの被害があり、周辺農地も遊休農地となっているた め耕作が困難であるとのことです。現地は、草刈りをして保全管理しているとのことでした。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインに耕運機等を所有しています。もみすり乾燥機については、農協に作業委託しているとのことです。このことから耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が135アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと永吉地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員及び権利者住所地委員の意 見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

- ○3番(切替三夫君) 3番、切替です。4月5日、代理人の○○○さんと落ち合いまして、○○○さんと現地を確認いたしました。現地は一部休耕地がありましたが、おおむね問題ないかと思います。 それから、○○○さん宅へ向かいまして農家要件等確認しましたが、問題ありませんでした。 以上です。ご審議をお願いします。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。 次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。 高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。 議案の3ページをごらんください。本件は、平成30年3月22日付で申請書の提出がありました。内容は、市原市在住の個人が、野里在住の父親から贈与により農地の所有権を移転しようとする案件です。今回の案件は、譲り受け人が市外に居住しておりますが、谷中にある親の会社に勤務をしており、農業についても引き続き、今までと同様に行っていくことから同一世帯と考え、農家台帳を世帯合併しています。このことから同一世帯内贈与として申請を受けております。

譲り渡し人は、農業の後継者である息子に農地を贈与し、相続による農地の分散を避けたいとのことです。譲り受け人は、以前から後継者として共同で耕作をしており、農業経営に力を入れていきたいとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、谷中字熊野です。現地を確認したところ、 現地は水田として管理されておりました。 総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターと農用車を所有しています。そのほかのコンバインやもみすり乾燥機等については、百目木在住の親戚から機械を借りて耕作しているとのことです。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で480日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が68アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員の意見を求めます。 10番、露﨑春雄委員。
- ○10番(露崎春雄君) 10番、露崎です。報告します。3月27日に○○○さんの事務所まで出向き、○○さんから長男への贈与について許可申請が出ていますがという一報をもらって確かめに行きました。とりあえず許可申請のとおりですということです。田んぼとかは親戚の方がつくってくれて、田植えとか稲刈り、乾燥、あともみすりまで、全部手伝ってやっているそうです、家族で。耕作は続けて長男がするそうです。以上で報告終わります。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

- ◎議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。 齊藤君。
- ○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。 議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、自身の所有する農地3筆を、太陽光 発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年3月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料5ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約2.2キロメートル、 平川保育所からは東側、約200メートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料6ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら、太陽光パネルを全体で324枚設置し、ネットフェンスで周りを囲む計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみで、敷地内浸透処理する計画となっております。

所要資金については、信販会社からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料の7ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番(石塚康夫君) 16番、石塚です。3月28日午前10時から申請地の3筆の現地確認をいたしました。立会人は、○○○の○○○さん、それと私と切替委員が立会いました。

事務局の説明ありましたとおり、西の地区、道路と住宅に囲まれた、いわば宅内農地の状況で、植木が若干植えてありました。もともと申請人は東京のほうに住んでいて、こちらには住んでいなかったということで、農業をやるというような感じではありませんでした。特に申請内容に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

- ○議長(地引正和君) 次に、本案件は、複数人案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から 補足説明があればお願いいたします。
- ○3番(切替三夫君) 補足することはありません。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

「替成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

- ◎議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第4号の1について、事務局の説明を求めます。 齊藤君。
- ○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案第4号の整理番号1についてご説明いたします。 議案5ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、貸し駐車場用地として転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年3月22日に申請書の提出がなされております。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ケ浦駅の北側約550メートル、奈良輪小学校からは西側約630メートルに位置し、市街化区域に近接した区域にある農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料9ページの土地利用計画図をごらんください。土地利用については、JR袖ケ浦駅を利用する通勤客を主に対象とした月極貸し駐車場として、32台分の駐車場を整備する計画となっております。

なお、当初議案資料の土地利用計画図では、34台分の駐車スペースとなっておりましたが、本日配付させていただいた資料のとおり、32台分のスペースということで、訂正をお願いします。

排水関連については、雨水の自然排水のみで、場内浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料の10ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を

求めますが、議案第4号の1については、私が担当委員となりますので、この場より私から意見及び 現地調査の報告をさせていただきます。

3月26日の午前9時から、私と小泉委員の2人で代理人の○○○さんと会いました。私のほうからは、この場所で駐車場、誰か利用者があるのですかと聞いたのですけれども、あるのではないですかという話で終わりました。ちょっと小高くなっているのですけれども、そこに駐車場をやるということでございます。以上でございます。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から補足説明があればお 願いいたします。

- ○13番(小泉勝彦君) 13番、小泉です。特にございません。よろしくお願いします。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第4号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の2についてを議題といたしますが、議案第4号の2ないし議案第4号の4については、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 議案第4号の整理番号2ないし整理番号4についてご説明いたします。

議案 5ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の所有者から、農地4筆、6,217平 方メートルについて地上権設定登記を行い、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土 地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、太陽光発電施設事業区域としましては、農地以外の山林等27万4,050平方メートルを含め28万267平方メートルでございます。

また、本件については、平成30年3月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、館山自動車道姉崎袖ケ浦インターから東

へ約1.8キロメートル、平岡小学校幽谷分校からは北側約1.6キロメートルに位置し、おおむね10~クタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は、原則として許可しないこととなっておりますが、今回の案件につきましては、転用許可の例外として規定されている隣接する農地以外の土地と一体として行う事業であって、開発面積の3分の1以内の面積に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料13ページの太陽光パネルの配置図をごらんください。太陽光パネルを全体で6万2,160枚設置する計画となっておりまして、右上の川原井の農地はパネルの設置部分になりまして、左側の上泉の農地につきましては、既設調整池の1号調整池の拡張及び維持管理用地として使用する計画となっております。

総会資料14ページの排水施設計画図をごらんください。雨水排水についてですが、千葉県林地開発 行為等の適正化に関する条例及び関連する指針に基づき、防災調整池1カ所を農地以外の事業区域内 に新設し、既設の1号調整池を含め、計2カ所の調整池を設けて流出量を抑制の後、既設排水路へ放 流する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

また、他法令関係についてですが、森林法及び道路法、河川法が該当し、森林法は、林地開発許可申請が申請済みであり、道路法及び河川法につきましては、道路等の占用許可申請の申請事項が許可されております。

総会資料15ページから16ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に 運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(有原敏夫君) 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。 議案第4号の整理番号2ないし整理番号4についてですが、譲り受け人が地上権設定登記を行い、 太陽光発電施設用地として転用しようとする案件でございます。3月30日に運営委員会を開催して、 現地の調査及び関係者から状況確認するとともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご 報告します。

現地確認は、午後2時から川原井、続いて上泉の現場に移動して実施いたしました。現地では、譲り受け人、譲り渡し人、及び代理人に出席いただき、申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をいただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、雨水排水の流末に関する質問があり、既設の水路及び調整池で抑制するほか、 林地開発事業協議により新たに2号調整池を増設し、雨水を抑制の後、最終的には久保田川に放流す るとの説明がありました。

また、耕作状況に関する質問があり、譲り渡し人からは長い間耕作していないとの説明を受けました。

審査会は、午後3時30分から市役所7階会議室において、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人から事業説明を受け、続いて委員から質問があり説明をいただきましたので、その内容について報告いたします。

譲り受け人からは、再生エネルギーの会社であり、太陽光発電施設を建設することで安定的で安全な電力を供給し、発電された電力は全量を東京電力に売電するとの説明を受けました。

また、安全対策として、事業地を維持管理するための作業員を雇用するほか、林地開発事業協議において必要とされた場所に植樹を行うことで土砂の流出等を防止するとの説明を受けました。

質疑では、市原市内のU字溝へ雨水を排水する計画に関して質問があり、現状の流出量よりふえることはないとのことでした。

また、事業の継続性に関する質問に対しては、売電価格は固定価格で買い取りしており、20年間は同一価格のため採算に不安はないとのことでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上報告いたします。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第4号の2ないし議案第4号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2ないし議案第4号の4については許可相当と決定いたします。

◎議案第5号 買受適格証明書発行の件

○議長(地引正和君) 次に、議案第5号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第5号の1について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案第5号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の6ページをごらんください。本件は、千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受 適格証明書の発行に係る事案でございます。

関東近郊を事業区域として建設業を営む市外在住の個人が、この競売に参加し、落札した後に資材置き場用地として転用したいとする案件でございまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年3月15日に競売買受適格証明願の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南西側約1.5キロメートル、 蔵波小学校からは西側約1.2キロメートルで、市街化区域に近接した区域にある農地であり、その規 模がおおむね10~クタール未満であることから第2種農地と判断されます。

総会資料18ページの土地利用計画図をごらんください。土地利用については、隣接地とバリケードフェンスで区画した上、工事用の資材、車両置き場として設置する計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみで敷地内浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

- ○13番(小泉勝彦君) 13番、小泉です。4月3日の10時半に、私、それと地引会長と○○○さん、3 人で現地の確認をいたしまして、資材置き場として所有権移転したいという申し出に何らの問題点もないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
- ○議長(地引正和君) 次に、本案件は複数委員案件のため、私も調査に同行しましたが、特に補足することはございません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結し、直ちに採決をいたします。 議案第5号の1の買受適格証明願について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の1については、適格者と判断して県に進達をいたします。

次に、議案第5号の2について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案第5号の整理番号2について説明いたします。

議案の6ページをごらんください。本件は、千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受 適格証明書の発行に係る事案でございます。

市外の法人が、この競売に参加し、落札した後に貸し駐車場用地として転用したいとする案件でございまして、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年3月22日に競売買受適格証明願の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。場所は、先ほどの整理番号1と同じ場所でございますが、申請地は、JR長浦駅の南西側約1.5キロメートル、蔵波小学校からは西側約1.2キロメートルで、市街化区域に近接した区域にある農地であり、その規模がおおむね10~クタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料19ページの土地利用計画図をごらんください。土地利用については、近隣地が宅地造成地のため、複数の所有者から駐車の利用が見込まれるとして、7台の貸し駐車場を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみで、既設排水路へ放流する計画となっております。 所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

- ○13番(小泉勝彦君) 13番、小泉です。先ほどと同じ物件で競売ですので、3月23日のお昼、13時半だったと思います。地引会長と、この○○○の取締役さん、ご夫婦で立ち会いました。先ほどと同じように何ら問題ないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) 次に、本案件は複数委員案件のため、私も調査に同行しましたが、特に補足することはありません。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結し、直ちに採決をいたします。 議案第5号の2の買受適格証明願について、賛成の方は挙手をお願いします。 [替成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の2については、適格者と判断して県に進達いたします。

◎議案第6号 平成30年度第1次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(地引正和君) 次に、議案第6号 平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第6号の平成30年度第1次農用地利用集積計画書(案) についてご説明いたします。

平成30年度第1次農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、 農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受け るために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の22ページから23ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が16件で、そのうち通常の利用権設定が3件、農地中間管理事業による利用権設定が13件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で374.01アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから21ページ記載のとおりとなりますので、 説明は省略させていただきます。

次に、資料の26ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は20.42アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、24ページから25ページ記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成30年度第1次農用地利用配分計画(案)に対する意見について

○議長(地引正和君) 次に、議案第7号 平成30年度第1次農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

議案第7号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農 林振興課から農用地利用配分計画(案)の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査(三沢徹君) 農林振興課の三沢と申します。よろしくお願いします。それでは、議 案第7号 平成30年度第1次農用地利用配分計画(案)についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものでございます。今回は配分計画(案)が4件となっており、いずれも個別案件となります。

では、資料の2ページ、3ページをごらんください。農地の借り受け者は、〇〇〇の農事組合法人〇〇〇営農組合代表理事、〇〇〇さんです。借り受ける農地は、横田地先1筆となっています。先ほど議案第6号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30—3—4に記載している農地を、千葉県園芸協会から借り受け者である農事組合法人上宿営農組合に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、4ページ、5ページのとおりとなっています。6ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

次の計画案について説明します。9ページ、10ページをごらんください。

農地の借り受け者は、○○○の株式会社○○○、代表取締役、○○○さんです。借り受ける農地は、神納地先2筆となっています。先ほど議案第6号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30—3—5に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である株式会社○○○に貸しつけるものです。

借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、11ページ、12ページのとおりとなっています。 13ページは借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

次の計画案について説明します。16ページから18ページをごらんください。

農地の借り受け者は、○○○市の株式会社○○○、代表取締役、○○○さんです。借り受ける農地

は、坂戸市場地先21筆となっています。先ほど議案第6号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30-3-6から30-3-14に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である株式会社 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ に貸しつけるものです。

借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、19ページ、20ページのとおりとなっています。 21ページは借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

それでは、最後の計画案について説明します。24ページから25ページをごらんください。

農地の借り受け者は、三箇の○○○さんです。借り受ける農地は、高谷地先2筆となっています。 先ほど議案第6号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30—3—15、30—3 —16に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である○○○さんに貸しつけるものです。 借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、26ページ、27ページのとおりとなっています。 28ページは借り受け者の現状及び事業計画の情報となっています。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
- ○16番(石塚康夫君) 16番、石塚です。この配分計画に特に疑問はありませんけれども、実際こういう集積等、あるいはマッチングした農地、こういうものは特に問題ないと思うのですけれども、その土地が規模の拡大をしたケースなど、実際事務のほうやられている中で、あったら参考までにお聞きします。

〔何事か言う人あり〕

- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。補足程度の知識なのですけれども、今中間管理事業を通して個別に小規模で貸し付けをするという案件はやはりまだ少ないそうです。土地改良をやるとか地域でまとまって貸し借りを付けようと、地域の担い手に広くまとめていこうというふうな考えのある地域のところは、こういった中間管理を使って大規模にやろうという動きが広まっているところです。
- ○16番(石塚康夫君) 土地改良絡みだと割り振りができると思うのですけれども、既に土地改良でやってしまった中でやると、相続がそのままになっていて荒れ放題になっているというような、そこを何とか借りられればなということになると、相続はそのままになっていますから、手間と費用がかかって、そのまま放置せざるを得ないというような話を聞いたのです。そういうやつが日本全国で42万へクタールくらいあるのだそうですけれども、今後、法律の中で改正してもっと簡素化して借りることが簡単にできるようにしなければいけないという話があったのですけれども、実際それらの中で、それはどうなのだろうということを伺いたかったのですけれども、わかりますか。
- ○議長(地引正和君) 農林振興課は毎月出るでしょうから、来月、回答をよろしくお願いしたい。 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第7号について、替成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。 ご苦労さまでした。では、来月よろしくお願いします。

◎報告事項

○議長(地引正和君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。 事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。協議報告1号について報告いたします。

議案の7ページをごらんください。農地法第4条第1項7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年2月1日から平成30年2月28日までで1件です。

議案8ページから11ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出があり、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年2月1日から平成30年2月28日までで10件でございます。 報告は以上でございます。

○議長(地引正和君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(地引正和君) 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(地引正和君) これをもちまして第24回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでございました。

午後3時56分 閉会